

ID: 1692

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	母、父又は養育者に対する手当の支給制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第13条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第13条の2の規定による。 第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、 (3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、 (4) 父又は母の死亡について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日